

食品・生活衛生課

食品・生活衛生課

令和8年度予算額 338,141 千円 (一般財源 198,740 千円)

【施策体系】

		総額	(千円)	
			(うち一財)	
県民生活の安全確保	生活衛生対策の充実	1 生活衛生関係営業施設に対する監視指導	2,965	(0)
		2 旅館業無許可営業者情報収集等事業	5,054	(2,597)
		3 クリーニング師試験の実施	128	(51)
		4 生活衛生関係営業の育成	26,648	(2,181)
		5 住宅宿泊事業評価委員会の実施	181	(1)
		6 公衆浴場経営に対する支援	2,205	(0)
		7 特定建築物に対する監視指導	736	(328)
		8 衛生害虫対策事業	36	(36)
	食品の安全確保の推進	1 食品衛生監視指導強化対策	4,110	(24)
		2 きのご中毒予防対策	883	(45)
		3 食品衛生推進員	11,553	(0)
		4 HACCPによる食品衛生管理の普及推進	5,247	(119)
		5 保健医療情報システム	3,694	(0)
		6 調理師試験の実施	1,164	(153)
		7 調理師業務従事者管理事業	1,013	(0)
		8 食品の試験・検査	43,628	(11,248)
		9 食品衛生検査施設の管理推進事業	652	(0)
		10 食品衛生リスクコミュニケーション事業	549	(0)
		11 食品衛生責任者実務講習会等の開催	199	(92)
		12 食肉衛生検査所の運営	34,089	(19,431)
		13 と畜検査業務の効率化	2,293	(0)
		14 食肉衛生検査所における牛海綿状脳症(BSE)検査事業	967	(307)
	動物愛護管理の推進	1 動物愛護推進員	80	(80)
		2 犬の苦情処理及び収容保護犬の適正な管理	14,268	(6,698)
		3 動物愛護管理技術等研修会の開催	95	(0)
		4 動物愛護フェスティバル	900	(900)
		5 動物愛護管理推進計画の推進	183	(0)
		6 高病原性鳥インフルエンザ罹患疑い鳥の検査	34	(23)
		7 犬等管理所の運営	4,462	(3,998)
		8 動物愛護センターの運営	156,476	(145,868)
9 困難を抱える子どもへの動物介在活動による支援事業		13,649	(4,560)	
食・医薬品等の安全確保				

【事業概要(食品・生活衛生課生活衛生係)】

① 生活衛生事業

(根拠法令:理容師法、美容師法、クリーニング業法、興行場法、旅館業法、公衆浴場法、生活衛生関係営業の運営の適正化及び進行に関する法律)

【予算額及び内訳】 3,795万3千円 (一般財源 519万4千円、特定財源 3,275万9千円)

【予算の主な内容】 生活衛生関係営業について公衆衛生の向上及び増進を図る

【目指す姿】

- ・生活衛生関係営業施設営業者の衛生管理に対する意識の向上とともに衛生水準の維持向上を推進し、健康被害の発生防止を図ることを目指す。
- ・生活衛生関係営業の経営の健全化を通じてその衛生水準の維持向上を図り、あわせて利用者の利益を擁護する。
- ・公衆衛生の向上及び増進並びに住民福祉の向上に資する公衆浴場(入浴料金の統制を受けるいわゆる「銭湯」)の経営の安定化を図り、住民の利用機会を確保する。

【現状】

- ・理・美容店、クリーニング店、旅館、公衆浴場等の生活衛生関係営業者の公衆衛生の維持・増進並びに健康被害の未然防止のため、効率的かつ積極的に営業者の意識啓発を図るとともに、監視指導を実施して問題点の確認・改善指導を実施している。
- ・生活衛生関係営業は、飲食業、理容業、美容業、クリーニング業、旅館業、浴場業など住民生活に極めて密着したサービスを提供しているが、経営基盤の弱い中小零細企業が大部分であることに加え、景気の低迷による経営状況の悪化、経営者の高齢化や後継者不足など深刻な問題を抱えており、経営の健全化等を通じた公衆衛生の確保が大きな課題となっている。
- ・物価統制令による入浴料金の統制を受ける「銭湯」は、公衆浴場の確保のための特例措置に関する法律に基づき諸施策が実施されているが、利用者の減少、経営者の高齢化、施設・設備の老朽化、後継者の確保難等厳しい経営環境にある。

【事業内容】

1 生活衛生関係営業施設に対する監視指導(296万5千円←320万4千円(R7))

令和7年3月31日現在の生活衛生関係営業等の施設数は、次表のとおりであり、公衆衛生の向上を図るため、監視指導を行う。

施設区分	興行場	旅館	公衆浴場	理容所	美容所	クリーニング店	合計
施設数	43	6,298	983	1,287	3,506	724	12,841 施設

2 情報収集等による旅館業無許可営業対策(505万4千円←325万7千円(R7))

本年度の宿泊税導入にあたり、税負担公平性の観点から旅館業の無許可営業施設を探知し、保健所による指導等に繋げるため、ネット等の監視を行う。

3 クリーニング師試験の実施(12万8千円←13万7千円(R7))

クリーニング業法に基づき、試験を実施する。

区 分	回 数
クリーニング師試験	1 回

4 生活衛生関係営業の育成(2,664万8千円←2,303万6千円(R7))

生活衛生関係営業の経営安定化と振興を通じた衛生水準の維持向上を図るため、営業者への経営指導、融資相談、研修会等を実施する(公財)長野県生活衛生営業指導センターに助成を行う。

区 分	予 算 額	補 助 率	補 事 業 者
生活衛生関係営業経営指導事業費補助金	2,664万8千円	10/10 (国 1/2・県 1/2)	(公財)長野県生活衛生営業指導センター

5 住宅宿泊事業評価委員会の実施(18万1千円←19万円(R7))

長野県住宅宿泊事業の適正な実施に関する条例に基づき、住宅宿泊事業評価委員会を実施する。

区 分	回 数
住宅宿泊事業評価委員会	1 回

6 公衆浴場施設改善等事業(220万5千円←471万4千円(R7))

公衆浴場の設備改善を促進して公衆衛生の向上に資するため、公衆浴場設備の改善を行う公衆浴場業を営む者(以下「営業者」という。)及び経営の不安定な営業者に対して市町村が補助を行う場合に、助成を行う。

区 分	予 算 額	補 助 率	補 助 事 業 者
公衆浴場設備改善事業補助金	220万5千円	県 1/2 以内	市町村

7 特定建築物に対する監視指導(73万6千円←59万7千円(R7))

令和7年3月31日現在の建築物における衛生的環境の確保に関する法律に規定される特定建築物(延面積3,000㎡以上。学校は延面積8,000㎡以上)の施設数は、次表のとおりであり、監視指導等を実施し、利用する人々の快適環境の確保を図る。

施設区分	興行場	百貨店	店舗	事務所	学校	旅館	その他	合 計
施設数	8	29	144	92	11	273	56	613 施設

8 衛生害虫対策事業(3万6千円←3万3千円(R7))

感染症を媒介する可能性がある蚊(ヒスジシマカ)への対策を図るため、保健所職員が蚊の対策に必要な知識・技能を習得するための研修等を行う。

【事業概要(食品・生活衛生課食品衛生係、乳肉・動物衛生係)】

② 食品衛生事業

(根拠法令:食品衛生法、食品表示法、調理師法、製菓衛生師法、と畜場法、食品衛生法施行条例、食品安全・安心条例)

【予算額及び内訳】 1億1004万1千円(一般財源 3,141万9千円、特定財源 7,862万2千円)

【予算の主な内容】 食品関係営業施設等に対する監視指導、食品等の試験・検査、食肉衛生検査所の運営、牛海綿状脳症(BSE)検査

【目指す姿】

食品衛生監視を行い営業施設の衛生管理や食品衛生に関する意識を高め飲食に起因する健康被害の発生を未然に防止するとともに、県内に流通する食品を販売店などから採取し、添加物、残留農薬等の検査を実施することで違反食品等を排除し食品の安全確保を図ることを目指す。

また、食肉衛生検査所において、と畜検査をはじめとする食肉衛生に関する事業を実施し、安全な食肉を供給することを目指す。

【現 状】

食中毒発生件数は減少傾向にあるが、未だに過去5年平均でも約10件(令和2年度～令和6年度平均)発生している。また、県内に流通する食品の検査を実施し、違反食品等を排除し食品の安全確保を図っている。

県下1と畜場と畜されるすべての獣畜のと畜検査を実施する。食肉衛生対策のための精密検査や衛生指導のための調査研究を行っている。

【事業内容】

1 食品衛生監視指導強化対策(411万円←444万8千円(R7))

食品衛生法に基づき、都道府県は毎年度地域の実情を踏まえた食品衛生監視指導計画を住民の意見を求めて策定し、公表している。令和8年度食品衛生監視指導計画は、令和8年3月に公表したところであり、この計画に基づいて県及び4地区広域食品衛生監視専門班と保健所食品衛生監視員により、重点的、効果的かつ厳正に食品関係施設の監視指導を行う。

対象施設の区分	主な業種	対象施設数	目標監視件数	監視率
飲食店営業	旅館、仕出し弁当屋、一般食堂等	23,656	5,517	23.3%
製造業・販売業	菓子製造業、乳製品製造業、魚介類販売業等	6,943	2,230	32.1%
集団給食施設	学校、病院・診療所、事業所、保育所等	1,228	473	38.5%
野生きのこ販売所	野生きのこ販売所	219	80	36.5%
合 計		32,046	8,300	25.9%

2 きのこ中毒予防対策(88万3千円←75万5千円(R7))

県民に正しいきのこの知識を普及し、併せてきのこによる中毒を防止するため、次の事業を行う。

区 分	事 業 内 容
きのこ中毒予防月間の設定	9月中旬から10月頃
きのこ衛生指導員の設置	33人(巡回指導及び相談所開設)
きのこ展示会の開催	保健所ごとに実物のきのこを展示予定
きのこ衛生講習会	開催回数1回、食品衛生監視員の資質向上

3 食品衛生推進員(1,155万3千円←1,105万1千円(R7))

食品関係営業者の自主管理体制の推進を図り、食品の安全性を確保するため食品衛生推進員による巡回、相談等を行う。

区 分	人 員	業 務 内 容
食 品 衛 生 推 進 員	971 人	食品衛生推進員研修会の開催 食品関係営業施設の巡回等、食品衛生思想の普及

4 HACCPに沿った食品衛生管理の普及推進(524万7千円←526万3千円(R7))

HACCPに沿った食品衛生管理の普及推進により、HACCP の制度化に速やかに対応できる体制の整備と安全性の高い食品の生産性の向上を図る。

5 保健医療情報システム(369万4千円←1,496万円(R7))

食品関係施設に関する営業許可、監視指導、食品の検査等の情報をデータベース化し、科学的根拠に基づいた監視指導を行い、食品の安全確保を図る。

6 調理師試験等の実施(116万4千円←108万6千円(R7))

調理師法及び製菓衛生師法に基づき、試験を行う。

区 分	回 数 (回)
調 理 師 試 験	1
製 菓 衛 生 師 試 験	1

7 調理師業務従事者管理事業(101万3千円←0円(R7))

調理師業務従事者届の受理業務を委託する。(隔年実施)

8 食品の試験・検査(4,362万8千円←4,391万1千円(R7))

食品の安全確保を図るため、残留農薬・食品添加物等の検査を実施し、規格・基準に適合しない食品等を発見し、これを排除する。

(1)保健福祉事務所検査課

検 査 項 目 等		目 標 検 体 数	う ち 輸 入 品
理 化 学 検 査	◇食品添加物 【検査項目】 甘味料、保存料、着色料、漂白剤、発色剤、酸化防止剤、防かび剤、品質保持剤 等 【主な対象食品】 菓子類、肉卵類及びその加工品、魚介類及びその加工品、そうざい・弁当類、めん類、調味料類、飲料、味噌・しょう油、果実・野菜加工品(漬物含む)、器具及び容器包装	501	39
	◇ 成分規格 【主な対象食品】 アイスクリーム類、生あん、寒天、魚介類及びその加工品、乳(牛乳、加工乳)	84	0
微 生 物 検 査	◇ 成分規格、腸管出血性大腸菌(EHEC) 【主な対象食品】 そうざい・弁当類、漬物、カット野菜、集団給食、乳・乳製品(牛乳、加工乳、乳飲料)、アイスクリーム類、氷菓、魚介類及びその加工品(生食用鮮魚介類、生かき、魚肉ねり製品)、肉卵類及びその加工品(食肉製品、生食用肉)	288	2
合 計		873	41

(2)食肉衛生検査所

検査項目等	目標検体数	うち輸入品
◇ 動物用医薬品 【検査項目】抗生物質、寄生虫駆虫薬 【主な対象食品】牛肉、豚肉	50	0
合 計	50	0

(3)環境保全研究所

検査項目等	目標検体数	うち輸入品
◇ 残留農薬 【主な対象食品】 県内産農産物、輸入農畜産物、輸入食肉、牛乳、ミネラルウォーター	117	28
◇ 動物用医薬品 【検査項目】抗生物質、合成抗菌剤、内寄生虫用剤 【主な対象食品】畜水産物(輸入食肉、牛乳、魚介類、殻付き卵)	57	8
◇ 成分規格 【主な対象食品】器具及び容器包装、ミネラルウォーター、玄米	27	0
◇ 有害汚染物質 【検査項目】 かび毒(アフラトキシン、デオキシニバレノール、パツリン) 【主な対象食品】牛乳、小麦、りんごジュース	27	0
◇ アレルゲン 【主な対象食品】菓子類、加工食品、めん類 等	10	0
微生物検査 ◇ 成分規格、リステリア菌 【主な対象食品】 ミネラルウォーター、ナチュラルチーズ、食肉製品	16	2
合 計	254	38

9 食品衛生検査施設の管理推進事業(65万2千円←65万2千円(R7))

保健所等の食品衛生検査施設について、精度管理の実施、内部点検の実施により食品検査の信頼性を確保する。

10 食品衛生リスクコミュニケーション事業(54万9千円←56万3千円(R7))

消費者、食品等事業者、行政の3者により食品の安全性に関する情報・意見交換を行い、相互理解を進め、消費者の食品の安全性に関する知識、理解を深める。

区 分	事業内容
長野県食品安全・安心懇話会	県民、食品事業者の代表者と行政による情報・意見交換会
食 品 の 安 全 こ ど も 教 室	希望する小学校に出向き、食品衛生に関する講習を開催
県 庁 こ ど も 記 者 体 験	子ども1人ひとりの興味に応える体験型の県庁見学
食 品 衛 生 親 子 体 験 事 業	食肉衛生検査所において、親子で検査の体験
食 品 衛 生 情 報 発 信 事 業	電子メール等による食品衛生情報の発信

11 食品衛生責任者実務講習会等の開催(19万9千円←29万7千円(R7))

食品衛生知識の習得により自主的衛生管理の向上を図るため、講習会を開催し、資質の向上を図る。

区 分	開催回数(回)
食品衛生責任者実務講習会	10
乳肉衛生関係講習会	2

12 食肉衛生検査所の運営(3,408万9千円←3,221万5千円(R7))

食用に供される家畜の全頭について、と畜検査を行い、食肉の安全性の確保を図る。また、と畜場に対し食品衛生上の指導を行う。

区 分	予算額	内 容
運 営 費	3,408万9千円	食肉衛生検査所の運営・管理 と畜検査頭数 58,404頭(令和7年度実績数)

13 と畜検査業務の効率化(229万3千円←229万3千円(R7))

と畜検査疾病データ収集管理システムにより疾病データの解析を迅速に行い、検査データの生産者への還元等有効利用を図る。

区 分	予算額	内 容
と畜検査疾病データ収集管理システム	229万3千円	機器リース料、保守料

14 食肉衛生検査所における牛海綿状脳症(BSE)検査事業(96万7千円←96万7千円(R7))

伝達性海綿状脳症検査実施要領に基づき、牛海綿状脳症(BSE)スクリーニング検査を行う。

区 分	予算額	内 容
牛海綿状脳症(BSE)検査事業	96万7千円	ELISA法によるBSEスクリーニング検査を実施する。

【事業概要(食品・生活衛生課乳肉・動物衛生係)】

③ 動物の適正飼養の推進及び愛護意識の高揚
(根拠法令:長野県動物愛護管理条例)

【予算額及び内訳】 1億9,014万7千円(一般財源1億6,212万7千円、特定財源2,802万円)

【予算の主な内容】 保健福祉事務所で収容した犬、猫の殺処分、動物愛護センターの運営費

【目指す姿】

動物愛護と適正な飼養管理の普及により、動物による危害を防止し、人と動物とが共生する社会の実現を図る。

【現状】

- ・犬猫の引取数の減少、保護動物の返還・譲渡の増大、致死処分頭数の減少
- ・動物愛護ボランティアの活動を推進する必要性の増大
- ・愛護動物の遺棄や虐待防止などに対する住民の関心の増加

【事業内容】

1 動物愛護推進員(8万円←8万5千円(R7))

動物の適正飼養についての指導と相談助言を行う。また、地域の社会福祉施設等を訪問し、動物とのふれあい活動を行う。

区 分	人 員	内 容
動物愛護推進員	173人	動物の正しい飼い方の指導、動物愛護精神の普及啓発等

2 犬の苦情処理及び収容保護犬の適正な管理(1,426万8千円←1,255万1千円(R7))

徘徊犬の捕獲、収容、管理を行い、適正な飼犬管理指導を行う。

3 動物愛護管理技術等研修会の開催(9万5千円←6万5千円(R7))

動物愛護管理、狂犬病予防及び飼犬管理に関する知識・技術の習得を図る。

区 分	開催回数	対 象 者
動物愛護管理技術等研修会	3回	動物愛護管理担当者 他

4 動物愛護フェスティバル(90万円←90万円(R7))

動物愛護管理の普及啓発を図るため、関係団体等と連携して、動物愛護週間中に開催する。

5 動物愛護管理推進計画の推進(18万3千円←21万3千円(R7))

長野県動物愛護管理推進計画に基づき、施策を推進する。

6 高病原性鳥インフルエンザ罹患疑い鳥の検査(3万4千円←3万4千円(R7))

飼養鳥におけるインフルエンザウイルスの簡易検査キットを整備する。

7 犬等管理所の運営(446万2千円←385万4千円(R7))

保健福祉事務所に収容した犬・猫の適正な処分を行う。

8 動物愛護センターの運営(1億5,647万6千円←1億6,142万2千円(R7))

区 分	内 容
運 営 費	視聴覚学習、動物ふれあい体験学習、正しい飼い方教室、犬猫の譲渡事業、負傷動物の治療等

9 困難を抱える子どもへの動物介在活動による支援事業の運営(1,364万9千円←1,430万7千円(R7))

動物介在活動を通じ、いじめや不登校など心に問題を抱える子どもを支援する。